

後期高齢者医療制度の準備状況及び保険料の軽減対策等について

平成20年4月より始まる後期高齢者医療制度の準備状況及び平成20年2月12日に開催された平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で議決された保険料の軽減対策等について、以下により報告する。

1. 後期高齢者医療制度の準備状況

(1) 被保険者証の発送予定日 3月14日(金)

(2) 特別徴収対象被保険者数 19,772人(平成20年1月18日現在)

後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書

(仮徴収分4～9月分)の発送予定日 4月1日(火)

(3) 広域連合お問い合わせセンターの設置

東京都後期高齢者医療広域連合では被保険者等の問い合わせ(個人情報や政策判断を伴う内容等は除く)に対応するため、「東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター」を下記の期間設置します。

設置期間：平成20年3月10日～平成21年3月31日(土日、祝日を除く平日)

受付時間：午前9時～午後5時

電 話 0570-086-519 (ハローコウイキ)

ファクス 0570-086-075 (ハロー75)

メールアドレス call@tokyo-kouikicenter.jp

2. 後期高齢者医療保険料の軽減策

平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で以下のとおり決定した。

この決定により、広域連合では、平成22年3月まで、旧ただし書き所得55万円(厚生年金の一般的な収入208万円)までの所得階層の方を対象に、下表のとおり独自に保険料の軽減措置を行う。(中野区負担額 約1,738万円)

所得階層	15万円までの方	所得割額を全額減額
所得階層	20万円までの方	所得割額を75%減額
所得階層	40万円までの方	所得割額を50%減額
所得階層	55万円までの方	所得割額を25%減額

○低所得者軽減を講じる前の保険料と旧ただし書き所得55万円の階層まで保険料の軽減を講じた場合の比較

別紙1

○後期高齢者医療制度の保険料と国民健康保険制度の保険料（１９年度・特別区）との比較

別紙２

○全国の保険料の比較

別紙３

３．東京都による財政措置

システム経費補助金	８億円	（平成２０年度措置）
広報費補助金	２億円	（平成２０年度措置）
健康診査補助金	約６億７千万円	（平成２０・２１年度措置）
計	約１６億７千万円	

低所得者軽減を講じる前の保険料と旧ただし書き所得55万円の階層まで保険料の軽減を講じた場合の比較

別紙1

				低所得者軽減を講じる前の保険料			旧ただし書き所得55万円の階層まで保険料の軽減を講じた場合						
均 等 割 額 (A)				37,800 円			37,800 円						
所 得 割 額 (B)				65,100 円			64,400 円						
一人当たり平均保険料(A)+(B)				102,900 円			102,200 円						
所 得 割 率				6.56 %			6.56 %						
軽減後の一人あたり平均保険料				約 91,800 円			約 91,100 円						
激変緩和後の一人あたり平均保険料				約 90,000 円			約 89,300 円						
旧ただし書き所得			参 考 年金収入	階層別 人 数	均等割額	所得割額平均	合 計	均等割額	所得割額平均	乗じる割合	減額後の 所得割額平均	合 計	差
0円			千円	615,000	11,340	0	11,340	11,340	0	0.00	0	11,340	0
1	～	150,000	1,605	28,000	11,340	4,920	16,260	11,340	4,920	0.00	0	11,340	-4,920
150,001	～	200,000	1,705	8,000	18,900	11,480	30,380	18,900	11,480	0.25	2,870	21,770	-8,610
200,001	～	400,000	1,830	33,000	18,900	19,680	38,580	18,900	19,680	0.50	9,840	28,740	-9,840
400,001	～	550,000	2,005	22,000	30,240	31,160	61,400	30,240	31,160	0.75	23,370	53,610	-7,790
550,001	～	600,000	2,105	7,000	30,240	37,720	67,960	30,240	37,720	1.00	37,720	67,960	0
600,001	～	700,000	2,180	14,000	30,240	42,640	72,880	30,240	42,640	1.00	42,640	72,880	0
700,001	～	800,000	2,280	16,000	30,240	49,200	79,440	30,240	49,200	1.00	49,200	79,440	0
800,001	～	850,000	2,355	7,000	30,240	54,120	84,360	30,240	54,120	1.00	54,120	84,360	0
850,001	～	1,000,000	2,455	22,000	37,800	60,680	98,480	37,800	60,680	1.00	60,680	98,480	0
1,000,001	～	1,350,000	2,705	56,000	37,800	77,080	114,880	37,800	77,080	1.00	77,080	114,880	0
1,350,001	～	1,850,000	3,130	89,000	37,800	104,960	142,760	37,800	104,960	1.00	104,960	142,760	0
1,850,001	～	2,350,000	3,740	66,000	37,800	137,760	175,560	37,800	137,760	1.00	137,760	175,560	0
2,350,001	～	2,850,000	4,371	29,000	37,800	170,560	208,360	37,800	170,560	1.00	170,560	208,360	0
2,850,001	～	3,350,000	4,959	20,000	37,800	203,360	241,160	37,800	203,360	1.00	203,360	241,160	0
3,350,001	～	3,850,000	5,547	14,000	37,800	236,160	273,960	37,800	236,160	1.00	236,160	273,960	0
3,850,001	～	4,350,000	6,135	11,000	37,800	268,960	306,760	37,800	268,960	1.00	268,960	306,760	0
4,350,001	～	4,850,000	6,724	8,000	37,800	301,760	339,560	37,800	301,760	1.00	301,760	339,560	0
4,850,001	～	5,350,000	7,359	7,000	37,800	334,560	372,360	37,800	334,560	1.00	334,560	372,360	0
5,350,001	～	5,900,000	7,905	6,000	37,800	369,000	406,800	37,800	369,000	1.00	369,000	406,800	0
5,900,001	～	6,300,000	8,405	4,000	37,800	400,160	437,960	37,800	400,160	1.00	400,160	437,960	0
6,300,001	～	6,700,000	8,826	3,000	37,800	426,400	464,200	37,800	426,400	1.00	426,400	464,200	0
6,700,001	～	7,050,000	9,221	2,000	37,800	451,000	488,800	37,800	451,000	1.00	451,000	488,800	0
7,050,001	～			43,000	37,800	462,200	500,000	37,800	462,200	1.00	462,200	500,000	0
軽 減 対 象 者				91,000	※ 保険料の均等割軽減については、二人世帯(ともに被保険者)を想定して算出した。								

※ 旧ただし書き所得＝総所得金額等－33万円

※ 約690,000,000円の減額

後期高齢者医療制度の保険料と国民健康保険制度の保険料(19年度・特別区)との比較

※ 後期高齢者医療保険料については、旧ただし書き所得55万円の階層まで保険料の軽減を講じた場合

				特別区国民健康保険料 ＜医療分のみ＞(A)			後期高齢者医療保険料 (B)					(B)―(A)
				住民税方式			旧ただし書き所得55万円の階層まで保険料の軽減を講じた場合					
均 等 割 額 (A)				35,100 円			37,800 円					
所 得 割 額 (B)				－			64,400 円					
一人当たり平均保険料(A)+(B)				－			102,200 円					
所 得 割 率				124/100			6.56 %					
軽減後の一人あたり平均保険料				－			約 91,100 円					
激変緩和後の一人あたり平均保険料				－			約 89,300 円					
旧ただし書き所得			参 考 年金収入	均等割額	所得割額 平均	合 計	均等割額	所得割額 平均	乗じる 割合	減額後の 所得割額平均	合 計	
0円			千円	10,530	0	10,530	11,340	0	0.00	0	11,340	810
1	～	150,000	1,605	10,530	1,612	12,142	11,340	4,920	0.00	0	11,340	-802
150,001	～	200,000	1,705	10,530	3,224	13,754	18,900	11,480	0.25	2,870	21,770	8,016
200,001	～	400,000	1,830	17,550	7,394	24,944	18,900	19,680	0.50	9,840	28,740	3,796
400,001	～	550,000	2,005	17,550	15,051	32,601	30,240	31,160	0.75	23,370	53,610	21,009
550,001	～	600,000	2,105	28,080	19,701	47,781	30,240	37,720	1.00	37,720	67,960	20,179
600,001	～	700,000	2,180	28,080	23,188	51,268	30,240	42,640	1.00	42,640	72,880	21,612
700,001	～	800,000	2,280	28,080	27,838	55,918	30,240	49,200	1.00	49,200	79,440	23,522
800,001	～	850,000	2,355	28,080	31,326	59,406	30,240	54,120	1.00	54,120	84,360	24,954
850,001	～	1,000,000	2,455	28,080	37,588	65,668	37,800	60,680	1.00	60,680	98,480	32,812
1,000,001	～	1,350,000	2,705	35,100	57,335	92,435	37,800	77,080	1.00	77,080	114,880	22,445
1,350,001	～	1,850,000	3,130	35,100	92,768	127,868	37,800	104,960	1.00	104,960	142,760	14,892
1,850,001	～	2,350,000	3,740	35,100	133,688	168,788	37,800	137,760	1.00	137,760	175,560	6,772
2,350,001	～	2,850,000	4,371	35,100	180,265	215,365	37,800	170,560	1.00	170,560	208,360	-7,005
2,850,001	～	3,350,000	4,959	35,100	234,050	269,150	37,800	203,360	1.00	203,360	241,160	-27,990
3,350,001	～	3,850,000	5,547	35,100	288,796	323,896	37,800	236,160	1.00	236,160	273,960	-49,936
3,850,001	～	4,350,000	6,135	35,100	343,542	378,642	37,800	268,960	1.00	268,960	306,760	-71,882
4,350,001	～	4,850,000	6,724	35,100	398,226	433,326	37,800	301,760	1.00	301,760	339,560	-93,766
4,850,001	～	5,350,000	7,359	35,100	452,910	488,010	37,800	334,560	1.00	334,560	372,360	-115,650
5,350,001	～	5,900,000	7,905	35,100	487,576	522,676	37,800	369,000	1.00	369,000	406,800	-115,876
5,900,001	～	6,300,000	8,405	35,100	494,900	530,000	37,800	400,160	1.00	400,160	437,960	-92,040
6,300,001	～	6,700,000	8,826	35,100	494,900	530,000	37,800	426,400	1.00	426,400	464,200	-65,800
6,700,001	～	7,050,000	9,221	35,100	494,900	530,000	37,800	451,000	1.00	451,000	488,800	-41,200
7,050,001	～			35,100	494,900	530,000	37,800	462,200	1.00	462,200	500,000	-30,000

※ 保険料の均等割軽減については、二人世帯(ともに被保険者)を想定して算出した。

※ 旧ただし書き所得＝総所得金額等－33万円

【所得階層別試算について】

- ★ 所得割額は、「旧ただし書き所得」欄で設定した幅の平均値を算出。
- ★ 一人あたりの保険料については、二人世帯(共に被保険者)で一方のみが上表の階層に応じた所得を持つものとし、その者の額を示したものである。したがって、世帯としての保険料は、左表の額に1人分の均等割額が加算される。
- ★ 特別区は国保医療分については、統一金額。すべて年金収入とし、人的控除は基礎控除のほか、社会保険料控除として年収の10%を想定。
- ★ 国民健康保険料(税)については、7割・5割・2割減額が適用された場合の金額とした。

全国の保険料の比較

別紙3

広域連合	均一保険料		不均一保険料の設定 (注1)	保険料の1人 当たり平均額 (円)(注2)	保険料額の例(注3)	
	均等割額 (円)	所得割率 (%)			単身世帯の 基礎年金受給者 (79万円)	平均的な厚生 年金受給者 (201万円)
福岡	50,935	9.24	無	83,740	15,300	85,100
高知	48,569	8.88	有 経過措置(8町村)	63,367	14,600	81,500
香川	47,700	8.98	無	75,500	14,300	81,300
沖縄	48,440	8.80	有 経過措置(6市町村)	61,805	14,500	81,000
北海道	43,143	9.63	有 経過措置(15市町村)	73,876	12,900	80,700
佐賀	47,400	8.80	無	65,092	14,200	80,200
大分	47,100	8.78	有 経過措置(1村)	60,509	14,100	79,800
大阪	47,415	8.68	無	88,066	14,200	79,600
山口	47,272	8.71	無	75,796	14,200	79,600
熊本	46,700	8.62	有 経過措置(5町村)	61,100	14,000	78,700
鹿児島	45,900	8.63	有 経過措置(8市町村)	54,292	13,800	78,100
石川	45,480	8.33	有 経過措置(1市)	71,724	13,600	76,400
京都	45,250	8.32	有 経過措置(7市町村)	82,500	13,600	76,100
兵庫	43,924	8.07	有 経過措置(1市)恒久措置(4)	81,400	13,200	73,900
福井	43,700	7.90	無	57,370	13,100	72,900
和歌山	43,375	7.92	有 経過措置(2町)	61,623	13,000	72,700
岡山	43,500	7.89	有 経過措置(1村)	67,152	13,100	72,700
宮崎	42,800	7.95	有 経過措置(2村)	53,676	12,800	72,400
埼玉	42,530	7.96	有 経過措置(1町)	84,020	12,800	72,200
長崎	42,400	7.80	有 経過措置(3市町)	58,638	12,700	71,400
愛媛	41,659	7.85	無	60,690	12,500	71,000
鳥取	41,592	7.75	無	59,507	12,500	70,500
富山	40,800	7.50	無	66,310	12,200	68,600
徳島	40,774	7.43	無	56,381	12,200	68,300
青森	40,514	7.41	無	46,374	12,200	68,000
奈良	39,900	7.50	有 経過措置(4村)	72,800	12,000	67,900
福島	40,000	7.45	有 経過措置(4町村)	56,200	12,000	67,800
愛知	40,175	7.43	有 経過措置(5市町村)	84,440	12,100	67,800
神奈川	39,860	7.45	無	92,750	12,000	67,600
群馬	39,600	7.36	有 経過措置(3町村)	62,016	11,900	67,000

広域連合	均一保険料		不均一保険料の設定 (注1)	保険料の1人 当たり平均額 (円)(注2)	保険料額の例(注3)	
	均等割額 (円)	所得割率 (%)			単身世帯の 基礎年金受給者 (79万円)	平均的な厚生 年金受給者 (201万円)
島根	39,670	7.35	無	53,346	11,900	67,000
岐阜	39,310	7.39	無	65,850	11,800	66,900
広島	40,467	7.14	有 経過措置(1町)	66,900	12,100	66,600
茨城	37,462	7.60	無	59,851	11,200	66,400
山梨	38,710	7.28	有 経過措置(1村)	56,877	11,600	65,900
宮城	38,760	7.14	無	56,559	11,600	65,300
秋田	38,426	7.12	無	47,000	11,500	64,900
栃木	37,800	7.14	有 経過措置(2町)	58,800	11,300	64,500
千葉	37,400	7.12	有 経過措置(4市町)	72,000	11,200	64,100
滋賀	38,175	6.85	無	63,833	11,500	63,400
山形	37,300	6.85	無	49,000	11,200	62,700
新潟	35,300	7.15	無	53,304	10,600	62,600
三重	36,758	6.79	有 経過措置(1町)	55,882	11,000	62,000
静岡	36,000	6.84	有 経過措置(2町)	67,581	10,800	61,600
岩手	35,800	6.62	有 経過措置(1村)	47,733	10,700	60,400
長野	35,787	6.53	有 経過措置(3村)	55,052	10,700	60,000
東京	37,800	6.56	有 経過措置(7町村)	91,100	11,300	53,800
全国平均	41,688	7.76		65,093	12,502	70,402

全国平均の数値は各団体の数値を47団体で除した単純平均。なお、国が示す平均値は、賦課総額を全国の被保険者数で除した加重平均。

●保険料の1人当たり平均額の全国平均を大まかに算定すると、年額72,000円、月額6,000円程度となる。

(注1)	「不均一保険料の設定」のうち、「経過措置」とあるのは、法施行後6年の範囲内で、1人当たり老人医療給付費が広域連合内の1人当たり平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離している市町村について、広域連合条例に基づき、均一保険料よりも低い保険料率を設定する特例措置をいう。 「恒久措置」とあるのは、医療の確保が著しく困難である地域(無医地区及びこれに準じる地区)について、広域連合条例に基づき、均一保険料率よりも低い保険料率を設定する特例措置をいう。
(注2)	「保険料の1人当たり平均額」とあるのは、原則として均等割の軽減措置等を適用した具体的に賦課される保険料の1人当たり平均額であり、現時点までに厚生労働省が聞き取り等により把握した数値を掲載している。なお、与党が平成19年10月30日にとりまとめた追加的措置の影響額については含まれていないことなどから、実際はこの額より低くなると見込まれる。 また、被用者保険の被扶養者に係る軽減や不均一保険料を含めずに算定している広域連合もあり、単純な比較はできない。
(注3)	各広域連合の均一保険料を適用して厚生労働省において算定したもの。単身世帯の基礎年金受給者は均等割額が7割軽減となる。平均的な厚生年金受給者については、単身世帯又は妻が基礎年金受給者である夫婦世帯の夫の年金収入額が平均的な厚生年金額である場合について算定したもので、均等割額が2割軽減となる。